

(令和6年7月17日)

よくあるご質問

【問】ウィッグは医療用に限られますか。

【答】医療用か否かは問いません。
但し、部分かつら、毛付き帽子は対象外です。

【問】レンタルで使用するウィッグは補助対象になりますか。

【答】補助対象になりません。

【問】申請に年齢制限はありますか。

【答】年齢制限はありません。
なお、未成年者の場合は保護者の申請となります。

【問】改めてウィッグを購入する場合も補助対象になりますか。

【答】本県で初めて補助を受ける場合は対象となります。

【問】補整具に係る消費税は補助対象になりますか。

【答】対象になります。

【問】送料や振込手数料は補助対象になりますか。

【答】対象になりません。

【問】セット売りのウィッグを購入しました。全額補助対象費になりますか。

【答】セット売りの場合、1個分の金額が補助対象費となります。
1個当たりの金額としてセット数で割った額を補助対象費としてください。
1円未満の端数は切り捨ててください。